

時間外労働 休日労働 に関する協定届

Table with 7 main columns: 事業の種類, 事業の名称, 事業の所在地(電話番号), 時間外労働をさせる必要のある具体的事由, 業務の種類, 労働者数(満18歳以上の者), 所定労働時間, 延長することができる時間, 期間. Includes handwritten entries for '一般貸切旅客自動車運送事業' and 'みどり観光バス株式会社'.

協定の成立年月日 平成12年 3月10日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 氏名 みどり観光バス株式会社 整備課主任

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)

佐藤 義一

平成12年 3月14日

使用者 職名 氏名 みどり観光バス株式会社 代表取締役社長 鈴木 和夫

沼津 労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第1項ただし書の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。
2 「延長することができる時間」の欄の記入に当たっては、次のとおりとする。
(1) 「1日」の欄には、労働基準法第32条から第34条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、1日についての限度となる時間を記入すること。
(2) 「1日を超える一定の期間(起算日)」の欄には、労働基準法第32条から第34条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間を超えて延長することができる時間であって、同法第36条第1項の協定で定められた1日を超え3箇月以内の期間及び1年間についての延長することができる時間の限度に関して、その上欄に当該協定で定められたすべての期間を記入し、当該期間の起算日を括弧書きし、その下欄に、当該期間に応じ、それぞれ当該期間についての限度となる時間を記入すること。
3 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者(対象期間が3箇月を超える変形労働時間制により労働する者に限る。)について記入すること。
4 ③の欄は、労働基準法第133条の特定労働者であって、その者に係る時間外労働を短いものとすることを使用者に申し出たものについて記入すること。
5 「労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であって労働させることができる日並びに当該休日の労働の始業及び終業の時刻を記入すること。
6 「期間」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる日の属する期間を記入すること。
7 届出には氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。